

※ 本文書は、今後適宜修正する可能性があります。

【様式1】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年 月 日

本申請書の日付は、主務大臣の決定日以降になります。↑

主務大臣 名 殿

↑エントリー後、国より主務大臣の決定があります。

住 所 本社住所
名 称 社名
代表者の氏名 代表者氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称	(住所) 本社住所 (名称) 企業名
--------------	-----------------------

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

県の承認日を記入してください。(変更承認日：変更承認があれば県の変更承認日を記入)

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

3 承認地域経済牽引事業の名称

地域経済牽引事業計画の承認申請書に記載の事業名を記入してください。

4 承認地域経済牽引事業の実施場所

事業を行う工場等の名称（仮称でも可能）と住所を記入してください。

5 承認地域経済牽引事業の概要

以下のA～Dのいずれかの項目で先進性を有している必要があります。

なお、同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先進性は認められません。

最終的には国の評価委員の判断で先進性の有無を評価することとなりますが、『6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率』を満たさない場合には、評価委員会の判断によらず、本基準を満たさないものとして取り扱われます。

A 開発又は生産をする製品の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用した製品や、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品を開発又は生産する事業をいう。

※先端技術を活用した製品（革新的な新素材）、既存技術の組合せや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等が挙げられる。

B 開発又は提供する役務の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用したサービスや、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービスを開発又は提供する事業をいう。

※第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）や、複数サービスの組合せや既存サービスの

性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等が挙げられる。

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業、同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業をいう。

※生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入や、ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等が挙げられる。

D 役務の提供の方式の先進性

同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業をいう。

※新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等が挙げられる。

※ 製品や役務の概要等を30行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率（以下のいずれかを記載すること）

投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	【注1】 (%)
投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値 × 100	【注2】 (%)

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

【注1】

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

D 役務の提供の方式の先進性

を判断する場合には、当該承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率が一定水準以上となることを見込まれることを確認する。

具体的には、承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という。）を事業の用に供した日の属する事業年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が4以上となることを見込まれる場合とする。

なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出する。

各事業年度の労働生産性の伸び率は次の計算式で計算する。

$$(X_1/Y_1) / (X_2/Y_2)$$

X_1 : 当該事業年度における付加価値額

Y_1 : 当該事業年度における労働者数

X_2 : 前事業年度における付加価値額

Y_2 : 前事業年度における労働者数

付加価値額の算定に当たっては、地域経済牽引事業計画に記載する付加価値創出額の算定と同様、次の計算式を用いる。

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

なお、事業年度の期間が1年未満である場合には、付加価値額を1年当たりの金額に換算した値を用いる。例えば、事業年度の期間が7ヵ月間であった場合には上記の計算式で計算した付加価値額に、 $12/7$ を乗じた数とする。

付加価値額がゼロ以下となる場合には、付加価値額増加率の計算に当たっては、当該付加価値額を計算の便宜上1円として計算する。

なお、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出すること。

【注2】

A 開発又は生産をする製品の先進性

B 開発又は提供する役務の先進性

を判断する場合には、当該承認地域経済牽引事業の投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることを確認する。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値を百分率で表した値が5以上となることが見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出する。

各事業年度の投資収益率は次の計算式で計算する。

$$(Z+W) / V$$

Z : 当該事業年度における営業利益の増加額

W : 当該事業年度における減価償却費の増加額

V : 減価償却資産の取得予定価額

なお、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 × 100	【注3】 (%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率 × 100	【注3】 (%)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

【注3】

計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

売上高の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b : 計画承認日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

市場の規模の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(c - d) / d$$

c : 計画承認日の1年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

d : 計画承認日の6年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

例えば、過去5年間の市場の規模の伸び率が2%だった場合には、当該承認地域経済牽引事業を行うことで見込まれる商品又は役務の売上高の伸び率は、7%以上でなければならない。

なお、計画承認日を含む事業年度において売上高が見込まれない場合には、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b') / b' \times \{5 / (5 - e)\}$$

a : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b' : 当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

e : 計画承認日を含む事業年度から当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度までに経過した年度の数

別紙 売上、市場の伸び率算出シートを活用すること。

8 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（ 【注4】 ）

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定 価額	取得予定 時期
【注5】	【注6】				

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【注4】

牽引事業計画承認申請書「I1(3)」に複数の事業者を記入し各事業者が投資を行う場合は、各事業者名を記載し、上表も事業者別に追加してください。

【注5】

種類は、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産などに区分されます。(法人税法施行令第13条)なお、課税特例対象となる減価償却資産は、機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物の4種類です。

【注6】

資産の内容は、種類に応じた主な建物・設備等を記入してください。

9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	
前事業年度の減価償却費	
対象事業者が連結会社以外の場合	【注7】(円)
対象事業者が連結会社の場合	【注8】(円)
対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額	【注9】(円)

※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【注7】

申請者（企業名）を記入してください。

【注8】

前年度決算書の減価償却費総額（社内カンパニー単位や事業所単位ではなく、申請企業全体の減価償却費）を記入してください。

また、連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社が事業者の場合は、連結財務諸表で計算してください。

【注9】

上記8の取得予定価額の合計額に加えて、課税特例対象外の資産も合算できます。

10 旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

旧計画の名称	過去に承認を受けた旧計画名
旧計画の実施期間	過去に承認を受けた旧計画の実施期間【注10】
旧計画における投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	【注10】 (%)
旧計画における投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値 × 100	【注10】 (%)

- ※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。
- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。
- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【注10】

過去に、当該確認申請より過去に、同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けており、当該確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（以下「旧計画」という。）がある場合は、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

具体的には、旧計画における労働生産性の伸び率、旧計画における減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度以降の5事業年度の伸び率の平均値（幾何平均値）及び投資収益率 旧計画における減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度以降の5事業年度の平均値を百分率で表した値がそれぞれ4及び5以上となることを求める。

ただし、上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

上記の各事業年度の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定の考え方は、『6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率』と同じとする。

なお、その算定根拠を別紙1-1、1-2に記入して提出すること。

- 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が平成31年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するものとして、確認申請を行う場合のみ、以下の11及び12を記載すること。

11 以下の(1)又は(2)のいずれかを記載すること

(1) 対象事業者の付加価値額増加率

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
付加価値額増加率・・・ $(A-B) / B \times 100$	【注11】 (%)

※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【注11】

(1) については、付加価値額増加率が8%以上であることが必要となる。付加価値額増加率は、次の計算式で計算することとする。

$$(A - B) / B$$

A：前事業年度における付加価値額

B：前々事業年度における付加価値額

(2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額
(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後である場合)

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)

対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
平均付加価値額・・・(A+B) / 2	【注12】(円)
承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額	【注12】(円)

- ※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。
- ※ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額を記載すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【注12】

(2) については、過去2年の平均付加価値額が50億円以上であり、かつ承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額が3億円以上である必要がある。

12 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率及び投資収益率

投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の 平均値 × 100	【注13】(%)
投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の 平均値 × 100	【注13】(%)

- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。

【注13】

上記の各事業年度の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定の考え方は、『6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率』と同じとする。

なお、その算定根拠を別紙1-1、1-2に記入して提出すること。

※ 本文書は、今後適宜修正する可能性があります。

【様式2】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年 月 日

本申請書の日付は、主務大臣の決定日以降になります。↑

主務大臣 名 殿

↑エントリー後、国より主務大臣の決定があります。

住 所 本社住所
名 称 社名
代表者の氏名 代表者氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称	(住所) 本社住所 (名称) 企業名
--------------	-----------------------

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

県の承認日を記入してください。(変更承認日：変更承認があれば県の変更承認日を記)
--

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

3 承認地域経済牽引事業の名称

地域経済牽引事業計画の承認申請書に記載の事業名を記入してください。

4 承認地域経済牽引事業の実施場所

事業を行う工場等の名称（仮称でも可能）と住所を記入してください。

5 承認地域経済牽引事業の概要

以下の A~D のいずれかの項目で先進性を有している必要があります。

なお、同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先進性は認められません。

最終的には国の評価委員の判断で先進性の有無を評価することとなりますが、『6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率』を満たさない場合には、評価委員会の判断によらず、本基準を満たさないものとして取り扱われます。

A 開発又は生産をする製品の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用した製品や、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品を開発又は生産する事業をいう。

※先端技術を活用した製品（革新的な新素材）、既存技術の組合せや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等が挙げられる。

B 開発又は提供する役務の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用したサービスや、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービスを開発又は提供する事業をいう。

※第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）や、複数サービスの組合せや既存サービ

スの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等が挙げられる。

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業、同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業をいう。

※生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入や、ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等が挙げられる。

D 役務の提供の方式の先進性

同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業をいう。

※新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等が挙げられる。

※ 製品や役務の概要等を30行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

6 承認地域経済牽引事業に係る地域における強じんな産業基盤の整備に関する事項

承認地域経済牽引事業において製造する製品							
海外への生産拠点の集中の程度 $((\alpha / (\beta + \alpha - 0.9\gamma)) \times 100)$ により計算すること。 ただし、年間輸出額 $\times 0.9$ (0.9γ) として上記の式の分母から控除できる額は、年間輸入額 (α) と同額を限度とする。	<p style="text-align: right;">【注1】 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>α : 年間輸入額</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> <tr> <td>β : 年間国内生産額</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> <tr> <td>γ : 年間輸出額</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> </table>	α : 年間輸入額	(円)	β : 年間国内生産額	(円)	γ : 年間輸出額	(円)
α : 年間輸入額	(円)						
β : 年間国内生産額	(円)						
γ : 年間輸出額	(円)						
計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる域内取引額の伸び率 $\times 100$	【注2】 (%)						

※ 年間輸入額、年間国内生産額、年間輸出額及び域内取引額の伸び率が分かる資料を添付すること。

※ その他、以下の書類を添付すること。

- ・ 自然災害や感染症等の発生時に当該承認地域経済牽引事業を継続するための計画（事業継続計画（BCP）等）
- ・ 当該承認地域経済牽引事業で製造される製品に係る取引先企業の事業にとって、当該承認地域経済牽引事業が重要であることを説明する書類（別紙2）

- ・年間輸出額（ γ ）がゼロを超える場合においては、当該承認地域経済牽引事業で製造する製品の仕様が国内向け仕様であることを証明する資料

【注1】

承認地域経済牽引事業について、以下の i. から iii. までのすべてに該当すること。ただし、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の採択を受けた事業については、本類型を満たさないものとして取り扱うこととする。

i. 海外に生産拠点が集中している製品の製造を行うものであること。

承認地域経済牽引事業において製造される製品について、海外への生産拠点の集中の程度を百分率で表した値が50以上となることを求める。海外への生産拠点の集中の程度は、次の計算式で計算することとする。

$$\alpha / (\beta + \alpha - 0.9\gamma)$$

α : 当該製品の年間輸入額

β : 当該製品の年間国内生産額

γ : 当該製品の年間輸出額

※当該製品の年間輸出額 $\times 0.9$ (0.9γ) として上記の式の分母から控除できる額は、当該製品の年間輸入額 (α) と同額を限度とする。

当該製品の年間輸入額、年間国内生産額及び年間輸出額については、取得可能な直近年（1年間）の統計等のデータを添付することとする。

当該製品の年間輸出額がゼロを超える場合においては、当該承認地域経済牽引事業で製造する製品の仕様が国内向け仕様であることを証明する資料（国内向けの規格に適合することを示す資料等）を添付することとする。

ii. 承認地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内における製品に係る取引額が一定水準以上増加することが見込まれること。

承認地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内において、承認地域経済牽引事業で製造される製品に係る取引額の伸び率を百分率で表した値が5以上となることを求める。

【注2】

取引額の伸び率は、次の計算式で計算することとする。

$$(x - y) / y$$

x : 承認地域経済牽引事業に係る法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の13同条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる、承認地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内における承認地域経済牽引事業で製造される製品に係る取引額（以下「域内取引額」という。）

y : 計画承認日を含む事業年度において見込まれる域内取引額承認地域経済牽引事業

で製造される製品に係る取引額は、次の計算式を用いることとする。

承認地域経済牽引事業で製造される製品に係る取引額＝当該製品に係る仕入額 ＋
当該製品に係る売上高

なお、計画承認日を含む事業年度において域内取引額が見込まれない場合には、次の計算式で計算することとする。

$$(x - y') / y' \times \{5 / (5 - z)\}$$

x : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる域内取引額

y' : 域内取引額 が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該域内取引額

z : 計画承認日を含む事業年度から域内 取引額 が最初に見込まれる事業年度までに
経過した年度の数

iii. その他承認地域経済牽引事業が地域のサプライチェーンの強じん化に資すると見込まれること。例えば、次の書類に基づき、評価委員が総合的に判断することとする。

- ・ 自然災害や感染症等の発生時に当該承認地域経済牽引事業を継続するための計画（事業継続計画（BCP）等）（計画の策定に当たっては、中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画策定の手引き」等を参考にすること。）
- ・ 当該承認地域経済牽引事業で製造される製品に係る取引先企業の事業にとって、当該承認地域経済牽引事業が重要であることを説明するもの

7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 × 100	【注3】 (%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率 × 100	【注3】 (%)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

【注3】

計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

売上高の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品
又は役務の売上高

b : 計画承認日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

市場の規模の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(c - d) / d$$

c : 計画承認日の1年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

d : 計画承認日の6年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

例えば、過去5年間の市場の規模の伸び率が2%だった場合には、当該承認地域経済牽引事業を行うことで見込まれる商品又は役務の売上高の伸び率は、7%以上でなければならない。

なお、計画承認日を含む事業年度において売上高が見込まれない場合には、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b') / b' \times \{5 / (5 - e)\}$$

a : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b' : 当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

e : 計画承認日を含む事業年度から当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度までに経過した年度の数

別紙 売上、市場の伸び率算出シートを活用すること。

8 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名 (**【注4】**)

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定 価額	取得予定 時期
【注5】	【注6】				

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【注4】

牽引事業計画承認申請書「I 1 (3)」に複数の事業者を記入し各事業者が投資を行う場合は、各事業者名を記載し、上表も事業者別に追加してください。

【注5】

種類は、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産などに区分されます。(法人税法施行令第13条)なお、課税特例対象となる減価償却資産は、機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物の4種類です。

【注6】

資産の内容は、種類に応じた主な建物・設備等を記入してください。

9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	【注7】
前事業年度の減価償却費	
対象事業者が連結会社以外の場合	【注8】 (円)
対象事業者が連結会社の場合	【注8】 (円)
対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額	【注9】 (円)

※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【注7】

申請者（企業名）を記入してください。

【注8】

前年度決算書の減価償却費総額（社内カンパニー単位や事業所単位ではなく、申請企業全体の減価償却費）を記入してください。

また、連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社が事業者の場合は、連結財務諸表で計算してください。

【注9】

上記8の取得予定価額の合計額に加えて、課税特例対象外の資産も合算できます。

10 旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

旧計画の名称	過去に承認を受けた旧計画名
旧計画の実施期間	過去に承認を受けた旧計画の実施期間 【注10】
旧計画における投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	【注10】 (%)
旧計画における投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値 × 100	【注10】 (%)

※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限

る。)』とする。

- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 に記入して提出すること。
- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5 事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【注 10】

過去に、当該確認申請より過去に、同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画が法第 25 条に基づく主務大臣の確認を受けており、当該確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（以下「旧計画」という。）がある場合は、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

具体的には、旧計画における労働生産性の伸び率、旧計画における減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度以降の 5 事業年度の伸び率の平均値（幾何平均値）及び投資収益率 旧計画における減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度以降の 5 事業年度の平均値を百分率で表した値がそれぞれ 4 及び 5 以上となることを求める。

ただし、上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5 事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

上記の各事業年度の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定の考え方は、『6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率』と同じとする。

なお、その算定根拠を別紙 1 - 1、1 - 2 に記入して提出すること。